

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 7 年 4 月 1 日 現在)

1. 当事業者が提供するサービスについての相談窓口

担当：介護支援専門員 長島 昌子

電話：0493-59-9733（8時30分から17時30分まで）

★ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業者の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所眞美の郷
所在地	埼玉県比企郡小川町東小川二丁目2番5
介護保険事業者番号	(1173202506)
通常サービスを提供する地域	小川町、ときがわ町、鳩山町、嵐山町、滑川町 東秩父村

(2) 同事業所所の職員体制

	常勤	非常勤	計	資格等
管理者	1	0	1	主任介護支援専門員
介護支援専門員	0	0	0	
計	1	0	1	

★ 介護支援専門員一人あたりの担当人数は4名程度とします。

(3) 営業日及時間

平日（日～土曜日）	8時30分～17時30分 *1/1を除きます。
-----------	-------------------------

(4) 連絡体制

電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとることとします。

3. 居宅介護支援サービス提供の流れと主な内容

居宅介護支援の手順

- 1 介護保険の概要についての説明
- 2 利用者やその家族などの面接を踏まえた解決すべき課題の把握
- 3 介護サービスの選択に必要な事業者、サービス内容、利用料等の情報提供
- 4 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案作成
- 5 サービス提供担当者との必要な介護サービスについての連絡・調整
- 6 居宅サービス計画の原案について利用者に説明し、文書で同意を得る
- 7 サービス実施状況の継続的な把握と必要に応じた居宅サービス計画の変更
- 8 居宅介護支援に係る事業所の義務について
 - (1) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
 - (2) 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
 - (3) 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
 - (4) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。
- 9 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを実施します。
 - (1) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合。
 - (2) 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

※ 別紙参照

4. 利用料金

(1) 要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

★ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日地元市役所、町村役場の窓口に出しますと、全額払戻しを受けられます。

・ 居宅介護支援費 1ヶ月あたり

要介護 1、2 : 10,860 円

要介護 3、4、5 : 14,110 円

・ 加算費用（対象月のみ）

初回加算	1ヶ月あたり	3,000 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	1ヶ月あたり	2,500 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	1ヶ月あたり	2,000 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	1回 あたり	4,500 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	1回 あたり	6,000 円
退院・退所加算（Ⅱ）イ	1回 あたり	6,000 円
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	1回 あたり	7,500 円
退院・退所加算（Ⅲ）	1回 あたり	9,000 円
通院時情報連携加算	1ヶ月あたり	500 円
緊急時等居宅カンファレンス加算	1回 あたり	2,000 円

※ 小川町は地域区分別1単位の単価 その他 10 円です。

(2) 交通費

前記2の(1) 通常サービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための実費が必要です。なお自動車を使用した場合は、次の額とします。

通常の事業の実施地域を越えた地点から

片道2キロ未満 500 円 (18時から翌朝8時まで1,000円)

通常の事業の実施地域を越えた地点から

片道2キロ以上 1,000 円 (18時から翌朝8時まで2,000円)

(3) 解約料

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金をいただきます。

契約後、居宅サービス計画の作成 段階途中で解約した場合	要介護 1. 2	10,860 円限度
	要介護 3. 4. 5	14,110 円限度

(4) 支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、1 ヶ月以内にお支払い下さい。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。お支払い方法は、原則として現金集金となりますのでお願いいたします。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申込み下さい。職員が身体状況などをお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① お客様の都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。ただし、規定の解約料をいただく場合があります。

② 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくとも自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・お客様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援と認定された場合
- ・お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

お客様やそのご家族などが当事業者や当事業者の介護支援専門員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

6. サービスの提供方法

相談の場所	眞美の郷 相談室、面会室
サービス担当者会議開催場所	利用者居宅
使用する課題分析票の種類	独自方式
居宅訪問の頻度	少なくとも月1回以上
モニタリングの結果記録	月1回

7. 苦情処理

- (1) 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講じます。
- (2) 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関し国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。

8. 事故発生の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- (3) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 個人情報の保護

- (1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとします。

10. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対し、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

11. サービスに関する苦情相談窓口

(1) お客様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担 当 介護支援専門員 長島昌子
苦情解決責任者 馬場眞美子

電話番号 0493-59-9733 8:30~17:30

(2) その他

当事業者以外に、以下の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

市町村名

小川町役場 電話 0493-72-1221

ときがわ町役場 電話 0493-65-1521

鳩山町役場 電話 049-296-1211

嵐山町役場 電話 0493-62-2150

滑川町役場 電話 0493-56-2211

東秩父村役場 電話 0493-82-1221

埼玉県国民健康保健団体連合会 電話 048-824-2568

12. 当法人の概要

名称・法人種別	医療法人 眞美会
代 表 者	理事長 馬場 眞美子
所 在 地	埼玉県比企郡鳩山町大字大橋 1066 番地
電話番号	049-296-1155（代表）

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者

住 所 埼玉県比企郡小川町東小川二丁目22番5

事業者名 医療法人 眞美会

事業所名 居宅介護支援事業所眞美の郷

氏 名 担当介護支援専門員 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援の重要事項の説明を受け同意いたします。

利用者

住所

氏 名 _____ 印 _____

(代 理 人)

住所

氏 名 _____ 印 _____